

議案第7号

職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料  
の切替えに関する規則廃止について

職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに  
関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和7年3月6日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料  
の切替えに関する規則を廃止する規則

職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに  
関する規則（平成19年横須賀市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

適用となる教育職員がすでにないため、この規則を廃止する。

# 廃止

職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則

(総則)

第1条 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年横須賀市条例第16号。以下「改正条例」という。)附則第5項の規定による職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えについては、この規則の定めるところによる。

(職務の級の最高の号給を超える給料月額の切替え)

第2条 平成19年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において改正条例による改正前の市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例(昭和30年横須賀市条例第16号)別表第1又は別表第2に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級が2級であった職員で切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が別表の旧給料月額欄に掲げられているもの 旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて別表に定める号給
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 切替日においてその者が属する改正条例による改正後の市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例別表第1に定める職務の級における最高の号給

別表(第2条第1号関係)

## 1 高等学校教育職給料表の適用を受けていた職員

経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
円 479,400	190	191	192	193	194
482,200	194	195	196	196	197
485,000	197	198	199	200	201
487,800	201	202	203	204	205